

平成 14 年 8 月 29 日

医療提供体制の改革の基本的方向

－ 「医療提供体制の改革に関する検討チーム」 中間まとめ － について

厚生労働省では、平成 14 年 3 月 8 日に厚生労働大臣を本部長とする「医療制度改革推進本部」を設置し、医療制度改革に関する諸課題について検討を行ってきております。

この医療制度改革推進本部の下には 4 つの検討チームが設置されており、その一つである「医療提供体制の改革に関する検討チーム」（主査：医政局長）において、医療提供体制の改革について検討を重ねてまいりました。

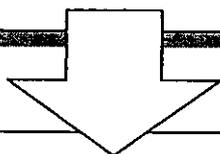
このたび、これまでの検討結果を中間的に取りまとめ、公表しましたのでお知らせします。

中間まとめの内容は、平成 13 年 9 月 25 日に公表した「21 世紀の医療提供の姿」（厚生労働大臣試案）で示した方向性に沿って、その後の施策の展開を踏まえて、今後の改革の方向性を示したものです。

今後、厚生労働省では、今年度末の取りまとめを念頭に置いて、この中間まとめをたたき台として、また、国民各層から寄せられた御意見も踏まえて、あるべき医療の姿の実現に向けて新たな医療提供体制の改革のビジョンを取りまとめる予定です。

医療提供体制の改革の基本的方向（概要）

- 3月8日「医療制度改革推進本部」（本部長：厚生労働大臣）設置。
- 「医療提供体制の改革に関する検討チーム」（主査：医政局長）において、医療提供体制の改革について検討。



- 国民的合意のもと、医療サービスの将来像を踏まえて改革を実施。
- このため、現時点における改革の方向（試案）を提示し、国民各層の幅広い意見を得て、新たな医療提供体制のビジョンを今年度中にとりまとめる。

改革の基本的方向

新しい時代の要請に応え、患者本位の医療提供体制を確立するため、医療提供体制の改革を、

- ① 患者の視点の尊重
- ② 質が高く効率的な医療の提供
- ③ 医療の基盤整備

の3つの視点に沿って進める。

医療提供体制については、法律のみならず、公的補助、税制による支援、診療報酬等による経済的評価、公的融資、関係団体との共同した取組など、総合的に施策を推進する。

改革の内容

①患者の視点の尊重

I 医療に関する情報提供の推進

→ 公的機関等による医療機関情報の提供促進、診療情報の提供促進、EBMデータベースの整備、医療に関する相談体制の整備

II 安全で、安心できる医療の再構築

→ 医療安全対策の推進（病院等に対する安全管理体制の整備の義務付け、相談体制の整備等）等

②質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築

→ 医療機関の機能分化・重点化・効率化の促進、医業経営の近代化・効率化等

IV 医療を担うマンパワーの確保・資質の向上

→ 医師臨床研修必修化に向けた対応等

V 環境の変化に対応した医療の見直し

→ 看護の在り方の見直し、終末期医療の検討

③医療の基盤整備

VI 地域医療・生命の世紀の医療を支える基盤の整備

→ 情報化基盤整備等のためのIT化の推進、地域における医療の確保（救命救急センターの設置促進等）、がん対策の推進、医薬品・医療機器産業の国際競争力強化等

医療提供体制の改革の基本的方向

— 「医療提供体制の改革に関する検討チーム」 中間まとめ —

平成 1 4 年 8 月

厚生労働省

医療提供体制の改革の基本的方向

－ 「医療提供体制の改革に関する検討チーム」 中間まとめ －

厚生労働省においては、本年3月8日に、厚生労働大臣を本部長とする「医療制度改革推進本部」を設置し、医療制度改革に関する諸課題について検討を行ってきた。医療提供体制については、推進本部のもとに「医療提供体制の改革に関する検討チーム」を設け検討を行ってきたが、今後の「あるべき医療の姿」の実現のため、現段階での改革の基本的方向を中間的にまとめ、これを公表するものである。

医療は、国民生活に深く関わるサービスであり、医療制度改革を進める上では、改革の理念・今後の医療の目指すべき姿、とりわけ、国民に提供される医療サービスの将来像について合意を得るとともに、個々の改革を明示することが重要である。

このため、昨年9月に「21世紀の医療提供の姿」（厚生労働省試案）を公表し、医療提供体制の現状と課題の分析を行い、厚生労働省として初めて医療の将来像（イメージ）を提示するとともに、その実現に向けて、当面取り組むべき施策・それぞれの改革スケジュールを具体的に提示した。

この厚生労働省試案に沿って、これまでも医療提供体制の改革に着実に取り組んでいるところであるが、この間に達成された成果を踏まえ、さらに、国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、改革の一層の推進を図ることが重要である。

今回、現時点における改革の基本的方向（試案）を提示するが、今後、あるべき医療の姿の実現に向けて国民各層の幅広い意見をいただき、新たな医療提供体制の改革のビジョンを今年度中にとりまとめることとする。

改革の基本的方向

新しい時代の要請に応え、患者本位の医療提供体制を確立するため、医療提供体制の改革を、

① 患者の視点の尊重

- I 医療に関する情報提供の推進
- II 安全で、安心できる医療の再構築

② 質が高く効率的な医療の提供

- III 質の高い効率的な医療提供体制の構築：機能分化・重点化・効率化
- IV 医療を担うマンパワーの確保・資質の向上
- V 環境の変化等に対応した医療の見直し

③ 医療の基盤整備

- VI 地域医療・生命の世紀の医療を支える基盤の整備

の3つの視点に沿って進める。

このため、医療提供体制については、法律のみならず、公的補助、税制による支援、診療報酬等による経済的評価、公的融資、関係団体との共同した取組など、総合的に施策を推進する。

あわせて、厚生労働省の医療提供体制担当部局の組織の在り方についても検討する。

厚生労働省の医療提供体制担当部局の組織の見直し

医療提供体制の今後の改革推進のため、時代のニーズに対応した行政組織となるように現在の組織機構を見直し、的確かつ、迅速に政策の企画・立案及び実施が図られるような組織への再編を検討する

<組織再編の視点>

- ① 総合的な医療政策の企画立案
- ② 情報基盤の整備
- ③ 国民のニーズに即した医療サービスの普及等
- ④ 安全・安心な医療の確保
- ⑤ 一体的かつ整合のとれたマンパワー政策の実施
- ⑥ 医療技術開発の促進

① 患者の視点の尊重

I 医療に関する情報提供の推進

- 患者の視点を尊重した医療の提供を推進するため、国民が容易に医療に関する情報にアクセスでき、医療機関、治療方法等を自ら選択できる環境整備を進める。
- また、患者が身近なところで医療に関し専門的に相談できる体制の整備を検討する。

(1) 公的機関等による医療機関情報の提供の促進

現状：

- 本年4月に広告規制を大幅に緩和。また、昨年から社会福祉・医療事業団のWAM NETにより、インターネット上で全国の医療機関情報の提供を開始。
- 一部の都道府県では、医療機能調査に基づく医療機関情報を、医療計画において住民に提供。
- (財)日本医療機能評価機構が実施する評価について、平成18年度末で2,000病院の受審を目指す普及目標を設定。近時、受審申請数が大幅に増加(平成13年度の受審申請病院数478。平成9年度よりの累積申請数1,365(8月9日))。
- 9月より、(財)日本医療機能評価機構のHPにおいて、認定病院の評価結果について原則公表。

改革の方向：

- 国民がより多くの医療機関情報を得られるよう、インターネット等を通じた公的機関等による適切な情報提供の充実・促進を図る。
- このため、「インターネット等による医療情報に関する検討会」において年内を目途に結論をまとめる。
- また、(財)日本医療機能評価機構による評価の受審の促進を図る。

(2) 診療情報の提供の促進

現状：

- 平成13年の医療法改正により、カルテ等診療に関する諸記録を提供できる旨を広告可能に。
- 平成12年度以降、3年を目途として診療情報の提供のための環境整備を行うこととされ、これに努めた結果、現在、多くの医療機関が何らかの形で診療情報を提供。

改革の方向：

- 診療に関する情報提供を推進するため、個人情報保護法案の状況等も踏まえながら、情報提供に関するルールの整備などを行う。
- このため、「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」において年度内に結論をまとめる。

(3) 根拠に基づく医療（EBM：Evidence-based Medicine）の推進、診療ガイドラインの整備

現状：

- 学会等による診療ガイドラインの作成支援を行い、優先 10 疾患について完成。
- 本年度から、(財)日本医療機能評価機構において診療ガイドライン等のデータベース構築に着手。

改革の方向：

- 平成 16 年度より、EBM データベースの運用を開始する。これに合わせて、平成 15 年度末までに、まず優先 20 疾患について診療ガイドラインの完成を目指す。
- 最新の標準的診療ガイドラインについて、患者自らが情報を得られるようにし、医師等と対話しながら、両者の信頼関係の下に、患者自身が納得して治療方法等を選択できるような環境整備を進める。
- このため、各ガイドラインについて、医療関係者向けに加えて国民向けのものを作成し、インターネット等により国民に対し提供を行う。

(4) 医療に関する相談への対応体制の整備

現状：

- 患者が医療に関して身近に相談できる体制が十分に確保されていない。
- 都道府県医師会等においては、診療情報開示等に対応する窓口を設置。

改革の方向：

- 医療安全対策として、患者が納得して医療を受けられるよう、患者が身近な地域で医療に関する相談をできる体制を整える。
- このため、患者に身近な二次医療圏や都道府県等において、医療に関し専門的に相談を受け適切な対応を行う窓口体制の整備を検討する。